

一般社団法人明専会 個人情報保護処理基準

(総 則)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）個人情報保護規則（以下「規則」という。）第23条の規定に基づき定める。

(管理者の役割)

第2条 管理者は、個人情報の取扱いおよび安全対策の実施等について、適切な対応・管理・運用を行い、必要な措置を講ずるものとする。また、個人情報の保護に関し、法令または規則に違反する事案が発生した場合は、速やかに事務局長へ報告し、必要な措置を講じなければならない。

第3条 管理者は、職員等から個人情報の取扱いおよび安全確保の上で問題となる事案が報告された場合は、必要な措置を講じ、その結果を事務局長に報告しなければならない。

第4条 管理者は、苦情・相談を受けた場合は、必要な措置を講じ、その内容等を事務局長に報告しなければならない。

第5条 管理者は、情報システムにおける安全の確保等およびサーバー等の機器の安全管理等の上で問題となる事案が発生した場合は、必要な措置を講じ、その内容等を事務局長に報告しなければならない。

(個人情報の取り扱いに関する職員等の責務)

第6条 職員等は、関連する法令、規則、実施基準の定めに従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第7条 職員等は、個人情報漏洩防止の観点から、個人情報の当法人外への持ち出しをしてはならない。

- 2 職員等は、事務室から持ち出す端末機器および事務室へ持ち込む端末機器のハードディスクには、個人情報を記録・保持してはならない。個人情報を記録・保持する場合は、当法人から支給するパスワード認証機能付USBフラッシュメモリーを使用する。

第8条 職員等は、机上に設置された端末機器の使用に当たっては、個人情報が当該職員等以外の者に閲覧されることがないように、使用状況に応じてスクリーンセーバーの起動を徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(情報システムにおける安全の確保等)

第9条 情報システムにおける安全確保等のため、必要に応じ以下に掲げる事項を講ずるものとする。

- (1) パスワード等を使用したアクセス制限
- (2) 外部からの不正アクセスの防止
- (3) コンピュータウイルスによる漏えい等の防止

- (4) 暗号化
- (5) バックアップの作成及び保管
- (6) 端末機器・簡易記憶媒体の盗難防止・廃棄等
- (7) その他必要な事項

(サーバー等の機器の安全管理)

第10条 管理者は、安全管理の対象とする個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等の機器を指定しなければならない。

第11条 前条に定めるサーバー等の機器の安全管理について以下に掲げる事項を講じなければならない。

- (1) 当該機器の利用管理
- (2) 外部からの不正な侵入や災害等に対する管理

(個人情報の提供)

第12条 個人情報を第三者に提供する場合の提供基準、提供方法ならびに承認手続きについては、管理者が別途定めるものとする。

第13条 職員等は、第三者に個人情報を提供する場合、事前に、前条に定める手続きを得て承認を得なければならない。

(業務の委託等)

第14条 個人情報の取扱いに係わる業務を外部業者へ委託する場合の手続きについては、管理者が別途定めるものとする。

第15条 職員等は、個人情報の取扱いに係わる業務を外部業者へ委託する場合、事前に、前条に定める手続きにより承認を得なければならない。

第16条 管理者は、個人情報の取扱いに係わる外部業者と個人情報の取扱いならびに秘密保持等に関する契約書を締結しなければならない。なお、契約書には次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 個人情報の複製等の制限等に関する事項
- (3) 再委託の制限に関する事項
- (4) 個人情報の紛失、破壊、改竄、漏えい等の事故の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去および媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- (7) 個人情報の管理部署および管理者
- (8) 有効期間に関する事項

(個人情報の漏洩等への対応)

第17条 職員等は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合また

はその事実を知った場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

第18条 前条による報告を受けた管理者は、直ちに事務局長へ報告し、指示を得なければならない。

第19条 管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じ、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報保護管理者に報告しなければならない。また、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

第19条 管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表等の措置を講じなければならない。なお、公表にあたっては事前に事務局長の承認を得なければならない。

(改正・廃止)

第21条 この実施基準の改廃は、理事会で審議し、承認を得るものとする。

附則

- 1 この基準は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 誤記訂正 平成26年2月6日